

亀岡市国民保護計画

【避難実施要領】

平成21年 月

亀 岡 市

避難実施要領のパターン

第1 趣旨

この要領は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法第61条の規定に基づき、直ちに避難実施要領が作成できるよう避難に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語は、市国民保護計画において使用する用語の例による。

第3 亀岡市において想定される武力攻撃事態等

1 武力攻撃事態

基本指針に示されている武力攻撃事態の類型及び定義から考察される亀岡市における想定は、次表のとおりである。

類型	定義	想定
着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃	亀岡市は、海に面しておらず、また、空港も有していないことから、直接、着上陸による武力攻撃事態は想定されないが、日本海沿岸における着上陸侵攻により南下し、亀岡市に至る可能性が想定される。
隊ゲにリヨラるや攻特撃殊部	ゲリラや特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃	主に生活関連等施設を対象とした襲撃・破壊工作や混乱誘発等の政治目的の攻撃が想定され、市域の市街地や行政関連施設、観光地、ターミナル駅、大規模集客施設等への破壊工作等が想定される。
弾道ミサイル攻撃	弾頭に通常弾頭のほか、核(N)、生物剤(B)、化学剤(C)を搭載した攻撃	弾道ミサイル攻撃は、周辺諸国における大陸間弾道ミサイルや中距離弾道ミサイルの保有状況から、亀岡市においても起こりうる事態である。 <ul style="list-style-type: none"> 亀岡市が攻撃される場合は、生活関連等施設への攻撃のほか、市街地や行政関連施設、観光地、ターミナル駅、大規模集客施設等への攻撃が想定される。 弾道ミサイル攻撃は、弾頭の種類によってNBC災害等被害の様相や対処のあり方が大きく異なる。
航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃	航空攻撃は、周辺諸国における爆撃機、対地攻撃機、随伴戦闘機等の保有状況から、亀岡市においても起こりうる事態であり、生活関連等施設、行政関連施設等が攻撃対象として想定される。

2 緊急対処事態

基本指針に示されている緊急対処事態に類型及び定義から考察される亀岡市における想定は、次表のとおりである。

類 型	定 義	想 定
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊 <u>亀岡市は、海に面していないため、危険物積載船の停泊はなく、また、原子力事業所、石油コンビナートも有していないことから、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダムの破壊、保津溪の爆破による桂川の遮断等の攻撃が想定される。</u>
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破 多数の殺傷あるいは政治的混乱や心理的恫喝の誘発を目的とした亀岡市の攻撃では、ターミナル駅、大規模集客施設及び観光地等への攻撃が想定される。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、浄水場に対する毒素等の混入 攻撃の目的が多数の殺傷あるいは政治的混乱や恫喝の誘発である場合は、市域のターミナル駅、大規模集客施設及び鉄道等に対する攻撃が考えられる。また、生物剤や化学剤をその場で散布し、乗客等を直接的に攻撃する手段のほか、浄水場等への散布により被害拡大を狙う攻撃も想定される。
	破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来 攻撃対象となり得るのは、我が国の政治・経済において象徴的な施設、政治的混乱や心理的恫喝を誘発し得る施設と考えられ、亀岡市への攻撃対象施設としては、行政関連施設等への攻撃が想定される。

3 亀岡市において起こる可能性が高いと想定される武力攻撃事態等

前記1. 2の想定及び亀岡市の地理的な特性や施設の状況を踏まえると、亀岡市において起こる可能性の高い武力攻撃事態等は、次に掲げるとおりである。

- (1) 市街地等を目標とする弾道ミサイル攻撃
- (2) NBCの拡散、散布等
- (3) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (4) ダムの破壊（占拠を含む）
- (5) 保津峡の爆破による桂川の遮断
- (6) 浄水場 への毒物混入

「(6) 浄水場への毒物混入」は、被災した浄水場が供給する給水区域への給水を遮断し、汚染拡大に防止、汚染の除去、応急給水等を行うこととなるため、影響範囲における住民の避難は必要ないと考えられることから、住民の避難を伴う事態は、前述の(1)から(5)に想定される。

第4 武力攻撃事態等における避難

亀岡市において起こる可能性の高い武力攻撃事態等における避難の基本的な内容は、次表に掲げるとおりである。

亀岡市において起こる可能性の高い武力攻撃事態等（避難を伴うもの）	市街地等を目標とする弾道ミサイル攻撃		NBCの拡散、散布等
	注1 発射前	着弾後 (核弾頭の場合)	
避難の形態	注2 直近の屋内避難	注3 市域外の長期避難	注4 市域の長期避難
避難先	直近の建物	市域外の避難施設	市域の避難施設
避難先までの距離	直近距離	遠距離	近・中距離
避難手段	徒歩を中心	バス等の借上げ車両を中心	徒歩を中心
避難の基本形	現在場所（自宅等） 自宅等 (外へ出ない) 避難施設 (堅牢な建物等)	現在場所（自宅等） 市域の避難施設 市域外の長期避難が可能な施設	現在場所（自宅等） 市域の避難施設 市域の長期避難が可能な施設
食品等の提供	なし	必要に応じ行政機関から提供	必要に応じ行政機関から提供
携行品・服装	必要最小限のもの	3日分程度の飲料水や食品、生活用品等	3日分程度の飲料水や食品、生活用品等

注1 「発射前」とは、国の対策本部長が、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った場合を言う。

注2 「直近の屋内避難」は、自宅にいる場合は外出しないこととし、外出先の屋外では、できるだけ速やかに屋内へ避難する。その後、事態の推移、被害の状況によって、他の安全な地域に避難する。

注3 「市域外の長期避難」は、避難施設への避難から、市域外の長期避難が可能な施設へバス等の借上げ車両（福祉車両を含む。）及び公用車（これら車両を以下「借上げ車両等」という。）により避難する。

注4 「市域の長期避難」は、避難施設への避難から、市域の長期避難が可能な施設へ借上げ車両等により避難する。

亀岡市において起こる可能性の高い武力攻撃事態等（避難を伴うもの）	ゲリラや特殊部隊による攻撃	ダムの破壊	<u>保津峡の爆破による桂川の遮断</u>
避難の形態	注5 避難施設への避難	注6 避難施設への避難	<u>注6 避難施設への避難</u>
避難先	市域の避難施設	市域の避難施設 (状況に応じ市域外も考慮)	<u>市域の避難施設 (状況に応じ市域外も考慮)</u>
避難先までの距離	近距離	近・中距離	<u>近・中距離</u>
避難手段	徒歩を中心とし、バス等の借上げ車両、福祉車両の使用も考慮	徒歩を中心とし、バス等の借上げ車両、福祉車両の使用も考慮	<u>徒歩を中心とし、バス等の借上げ車両、福祉車両の使用も考慮</u>
避難の基本形	現在場所（自宅等） 市域の避難施設	現在場所（自宅等） 市域の避難施設 又は市域外の避難施設	<u>現在場所（自宅等） 市域の避難施設 又は市域外の避難施設</u>
食品等の提供	必要に応じ行政機関から提供	必要に応じ行政機関から提供	<u>必要に応じ行政機関から提供</u>
携行品・服装	3日分程度の飲料水や食品、生活用品等	3日分程度の飲料水や食品、生活用品等	<u>3日分程度の飲料水や食品、生活用品等</u>

注5 「避難施設への避難」は、現在場所からの最も近い避難施設への避難とし、原則として徒歩により避難することとする。ただし、徒歩による避難が困難である災害時要配慮者の避難は、借上げ車両等を補完的に使用する。

注6 「避難施設への避難」は、できるだけ高い位置にある避難施設への避難とし、原則として徒歩により避難することとする。ただし、徒歩による避難が困難である災害時要配慮者の避難は、借上げ車両等を補完的に使用する。

第5 亀岡市において作成が必要となる避難実施要領のパターン

市国民保護計画に基づき、避難実施要領のパターンを事前に作成しておくことによって、武力攻撃事態等において迅速な避難誘導を実施するものとする。

1 避難実施要領に記載すべき項目

避難実施要領に記載すべき項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、事態に応じて不要となる項目も考えられる。

	項 目	記 載 内 容
1	要避難地域	<input type="checkbox"/> 避難が必要な地域の住所 (亀岡市 町)
2	集合場所	避難住民の誘導や運送の拠点となる <input type="checkbox"/> 住所 (亀岡市 町) <input type="checkbox"/> 名称 ()
3	集合方法	<input type="checkbox"/> 集合方法 ()
4	集合時間	<input type="checkbox"/> 集合時間： 月 日 時 分
5	集合に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/> 集合後の安否確認 (実施 有・無) <input type="checkbox"/> 要配慮者に対する配慮事項 () <input type="checkbox"/> 集合の際の避難住民の留意事項 ()
6	携行品・服装	<input type="checkbox"/> 避難住民の携行品、服装 ()
7	避難先地域	<input type="checkbox"/> 住所 (亀岡市 町) <input type="checkbox"/> 名称 () <input type="checkbox"/> 連絡先 ()
8	避難先への運送手段	<input type="checkbox"/> 運送手段 ()
9	避難先への出発時間	<input type="checkbox"/> 出発時間： 月 日 時 分
10	避難の経路	<input type="checkbox"/> 避難の経路 ()
11	避難誘導員の配置等	<input type="checkbox"/> 市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務 ()
12	要避難地域における残留者の確認	<input type="checkbox"/> 残留者の確認方法 ()
13	避難誘導終了時間	<input type="checkbox"/> 避難誘導を終了する時間： 月 日 時 分
14	職員間の連絡手段	手段1 () <input type="checkbox"/> 手段2 ()
15	緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 府対策本部 <input type="checkbox"/> 府現地対策本部 <input type="checkbox"/> 国現地対策本部 <input type="checkbox"/> 市対策本部 <input type="checkbox"/> 市現地対策本部 <input type="checkbox"/> 現地調整所
16	関係機関との調整	<input type="checkbox"/> 京都府 <input type="checkbox"/> 府警察 <input type="checkbox"/> 関係部 <input type="checkbox"/> その他関係機関
17	文化財への配慮	<input type="checkbox"/> 文化財への配慮 ()
18	要配慮者への配慮	<input type="checkbox"/> 要配慮者への配慮 ()
19	観光旅行者への配慮	<input type="checkbox"/> 観光旅行者への配慮 ()
20	日本語の理解が不十分な外国人への配慮	<input type="checkbox"/> 日本語の理解が不十分な外国人への配慮 ()
21	留意事項	()

2 亀岡市において作成が必要となる避難実施要領のパターン

亀岡市において作成が必要となる避難実施要領のパターンは、次表に掲げるとおりである。

想定する事態	事態の状況	パターン
市街地等を目標とする 弾道ミサイル攻撃	《弾道ミサイルの発射前》 国の対策本部長が、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン①
	《弾道ミサイルの着弾後》(核弾頭の場合) 国の対策本部長が、市域に核弾頭が着弾したとして国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン②
NBCの拡散、散布等	国の対策本部長が、市域において化学剤等が散布されたとして国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン③
ゲリラや特殊部隊による攻撃	国の対策本部長が、市域において発生した不審者による爆発事案について、国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン④
ダムの破壊	国の対策本部長が、日吉ダムにおいて発生した不審者による爆発事案等について、国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合	パターン⑤
<u>保津峡の爆破による桂川の遮断</u>	<u>国の対策本部長が保津峡において発生した不審者による爆発事案について、国民保護法に基づき、警報を発令し、避難措置の指示を行った場合</u>	<u>パターン⑥</u>

第6 避難実施要領のパターン

1 市街地等を目標とする弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイル攻撃に伴う避難実施要領のパターンは、弾道ミサイルの「発射前」と「着弾後（核弾頭）」の2種類を作成する。

(1)弾道ミサイル発射前（パターン①）

発射前においては、警報発令後、極めて短時間に直近の屋内避難を行う必要があり、市職員、消防職員及び消防団員等で市対策本部長等から担当者として指名を受けた職員（以下「担当職員等」という。）による実質的な避難誘導の実施は困難である。そのため、市民は、警報の発令をテレビ、ラジオ等により覚知し、自らの判断により迅速に屋内への避難を行うことが基本となる。

したがって、警報の発令等弾道ミサイル発射の兆候を感知した場合の市民が取るべき行動を避難実施要領に定める必要がある。

(パターン①)

避 難 実 施 要 領 （弾道ミサイル発射前）

亀 岡 市 長
月 日 時現在

第1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、市民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとるべき行動について周知する。

第2 避難の方法

知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等（以下「堅牢な建物等」という。）の屋内への避難を原則とする。

1 警報及び避難指示の市民への周知

担当職員等は、市民に対し、広報車による伝達や消防団、自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅牢な建物等の屋内への避難が必要である旨を周知する。実に弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、今後の J-ALERT システムの整備状況に鑑みながら、最大音量でのサイレン吹鳴による周知を行う。

2 避難の準備

弾道ミサイルが発射された場合に備えて、市民は、次の準備を行う。

- (1)非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。
- (2)屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。
- (3)現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。
- (4)出火防止対策を行う。
- (5)危険動物の逸走対策を行う。
- (6)その他必要と認められる事項

3 避難の手段

- (1) 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。
- (2) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。
- (3) 屋外にいる者は、原則として、直近の堅牢な建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、強固な遮へい物の物陰にとどまる。
- (4) 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は府警察に連絡する。

第3 その他の留意点

- 1 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。
- 2 担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。
- 3 市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

〈参考〉連絡先一覧

	電話番号	FAX 番号	無 線
府対策本部			
市対策本部			

(2)弾道ミサイル着弾後 (パターン②)

- ア 弾道ミサイルが市域及びその周辺域に着弾した場合は、弾頭の種類に応じ、対応に差異が生じるため、府警察、消防機関及び自衛隊が連携して着弾地点の状況の把握に努めるものとする。この場合において、市対策本部等は、関係機関と連携し、可能な限り、弾頭の種別を特定するとともに、汚染の範囲を測定し、又は予測し、警戒区域の設定や要避難地域の範囲を検討する。
- イ NBC 弾頭が着弾した場合は、汚染された住民の発生が予測されることから、除染活動を実施した後、本要領に基づき避難を行う。
- ウ ア、イ及び気象状況、昼夜の別、時間的猶予等を考慮し、速やかに避難実施要領を作成し、避難を行う。

(パターン②)

避 難 実 施 要 領 (弾道ミサイル着弾後)

亀 岡 市 長
月 日 時現在

第1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇日〇時〇分ころに亀岡市〇〇地域において発生した爆発について、核弾頭が使用されたとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の亀岡市〇〇町及びその風下となる亀岡市〇〇町を要避難地域として、避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。

第2 避難誘導の方法

1 避難誘導の全般的方針 (市外への長期避難)

市対策本部は、爆心地に近い要避難地域の亀岡市〇〇町、〇〇町及び〇〇町の住民約〇〇〇名に対して、ただちに周辺地域から離れ、一時的に〇〇避難施設へ避難させるとともに、本日〇〇：〇〇を目途に〇〇避難施設に集合させた後、本日〇〇：〇〇以降、借上げ車両等により、避難先地域である〇〇市〇〇へ避難させる。

更に、着弾地点の風下となり要避難地域に該当する亀岡市〇〇町、〇〇町及び〇〇町の住民約〇〇〇名に対して、本日〇〇：〇〇を目途に〇〇避難施設に集合させた後、本日〇〇：〇〇以降、借上げ車両等により、避難先地域である〇〇市〇〇へ避難させる。

2 避難実施要領の市民への伝達等

(1)本避難実施要領は、市対策本部から各部等、府、消防機関、府警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。

(2)担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において、爆心地に特に近接する〇〇地域に住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。

(3)担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治会長、自主防災会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。

(4)担当職員等は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。

(5)担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。

(6)非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努めるよう促す。

3 一時的避難施設での留意事項

- (1)市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について府と調整を行う。
- (2)避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、府と専門医療機関への受入れの調整を行う。
- (3)汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼び掛けるとともに、体調の変調に注意するよう呼び掛けるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。

4 集合場所（〇〇避難施設及び〇〇避難施設）への移動

- (1)市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。
- (2)集合場所への移動は、原則として徒歩により行う。
- (3)担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- (4)避難誘導員の配置

次表に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。

また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。

避難対象町名	集合場所	避難経路	避難誘導員配置場所	派遣する避難誘導員数
〇〇町	〇〇避難施設	経路については、示さないが、風上方向を経由すること。	〇〇交差点	〇名
〇〇町			〇〇交差点	〇名
〇〇町			〇〇交差点	〇名
〇〇町	〇〇避難施設		〇〇交差点	〇名
〇〇町			〇〇交差点	〇名
〇〇町			〇〇交差点	〇名

* 町内ごとの一時集合場所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。

* 派遣する職員は別に定める。

(5)誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
- イ 特殊標章等を携帯すること。
- ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
- エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。

(6)自力避難困難者の避難

市対策本部は、自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。

(7)要避難地域内の病院等に在る者の避難

ア ○○病院の入院患者で自力歩行による避難が困難な者は、原則として○○病院の車両等を利用して避難する。

イ ○○老人福祉施設入居者は、社会福祉協議会と連携して避難する。

ウ その他介護を必要とする者は、福祉車両の活用等により避難する

エ 担当職員等は、要避難地域内の病院等に在る者が確実に避難できるように配慮する。

(8)市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

5 集合場所から避難先地域への移動等

集合場所である○○避難施設及び○○避難施設から借上げ車両等により避難先地域である○市○○へ避難する。

避難住民数	集合場所 (徒歩で集合)	避難先地域への 移動手段	出発開始時刻 (集合完了時刻)	避難経路	避難先地域
○○町 約○○名	○○避難 施設	バス・市保有車 両等	○○日 ○○：○○	国道○号 市道○○線	○市○○ 住所 (電話)
○○町 約○○名		バス・市保有車 両等	○○日 ○○：○○	国道○号 市道○○線	
○○町 約○○名		バス・市保有車 両等	○○日 ○○：○○	国道○号 市道○○線	
○○町 約○○名	○○避難 施設	バス・市保有車 両等	○○日 ○○：○○	国道○号 市道○○線	○市○○ 住所 (電話)
○○町 約○○名		バス・市保有車 両等	○○日 ○○：○○	国道○号 市道○○線	
○○町 約○○名		バス・市保有車 両等	○○日 ○○：○○	国道○号 市道○○線	
合 計		合 計			
約○○名		バス ○○台 市保有車両 ○○台			

*避難住民の数は、要避難地域における国勢調査の結果の人口を参考として算出した概算である。

6 避難誘導の終了

(1)担当職員等は、市民の協力を得て、要避難地域内の残留者の有無を確認する。

(2)残留者には避難をするよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。

(3)避難誘導は、○○：○○までに終了するよう活動を実施する。

第3 連絡・調整先

1 バスの運行は、市対策本部が関係機関と調整して行う。

2 バス運転員、現地派遣の府職員、担当職員等との連絡要領は、別に示す。

3 状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。

4 国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。

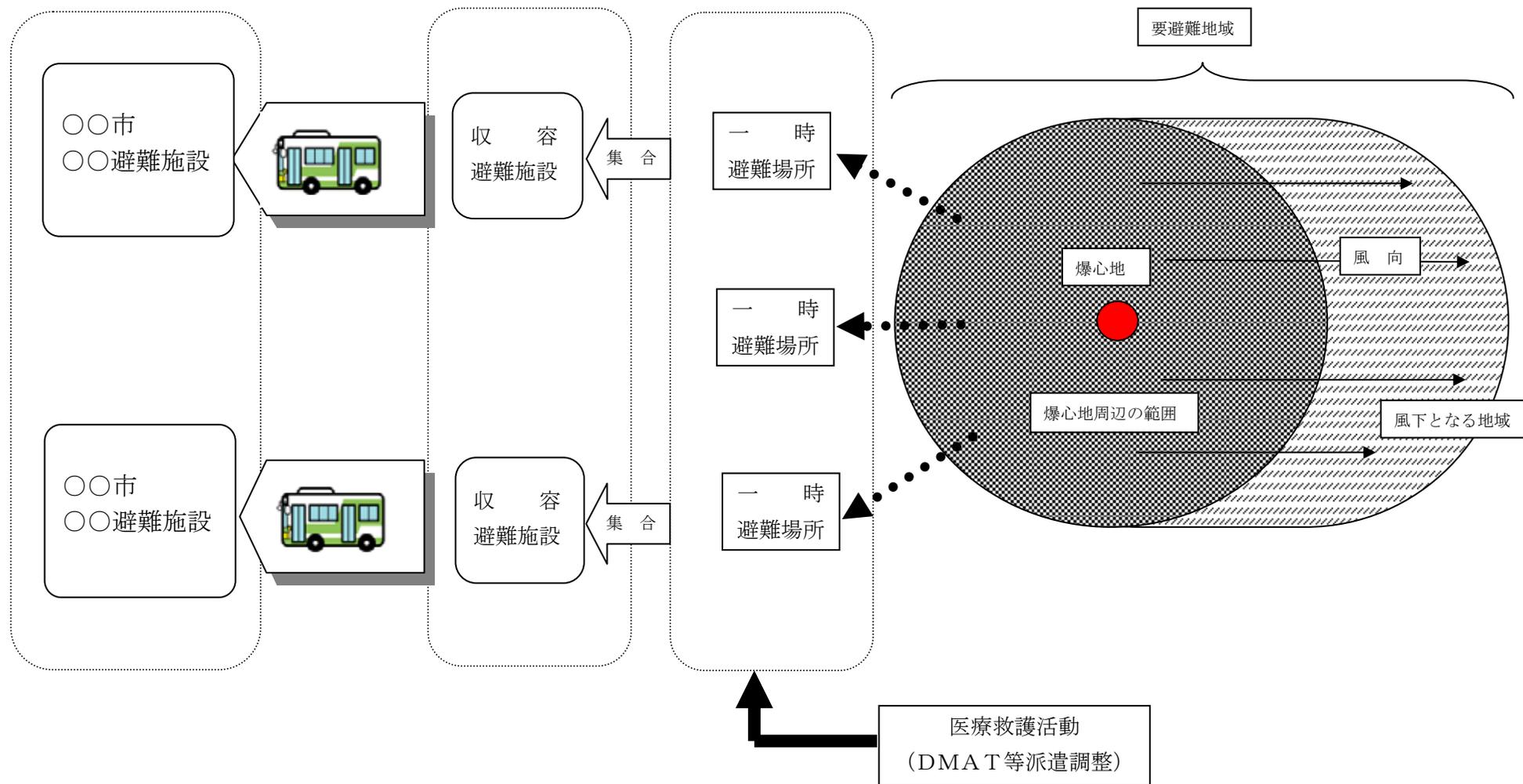
5 担当職員等を○○避難施設・○○避難施設及び避難先地域である○市○○に派遣する。

- 6 市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう府警察、消防機関、自衛隊等とともに現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整に当たる。

〈参 考〉連絡先一覧

	電話番号	FAX 番号	無 線
府対策本部			
府現地対策本部			
国現地対策本部			
市対策本部	その他必要な連絡先を追加すること		
市現地対策本部			
現地調整所			

【パターン② 弾道ミサイル着弾後】



(3) NBCの拡散、散布等（パターン③）

NBC剤が拡散、散布等された場合における避難住民の誘導は、消防機関、府警察、海上保安庁及び自衛隊が防護服を装備するなど、隊員の安全を確保する措置を講じたうえで行う。この場合において、風下方向を避けた誘導を行うとともに、避難住民に対しては皮膚の露出を極力抑え、マスクやハンカチを口に当てるなどの措置を講じるよう配慮する。

(パターン③)

避難実施要領（NBCの拡散、散布等）

亀岡市長

月 日 時現在

第1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇日〇時〇分ころに亀岡市〇〇地域において発生した爆発において、化学剤（〇〇剤と推定される。）が使用された可能性が高いとして、国民保護法に基づく警報を発令し、爆心地周辺の亀岡市〇〇町及びその風下となる亀岡市〇〇町を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

第2 避難誘導の方法

1 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の約〇〇〇名について、特に爆心地周辺の亀岡市〇〇町、〇〇町は、直ちに現場から離れるように指示するとともに、周辺や風下となる亀岡市〇〇町、〇〇町の住民に屋内へ避難するよう伝達する。

この場合における爆心地周辺の屋外にいる者の避難所として、要避難地域に近接する〇〇避難施設を開設する。

2 避難実施要領の市民への伝達等

(1) 本避難実施要領は、市対策本部から局等、府、府警察、自衛隊及び国公私の団体等の関係機関に伝達する。この場合において、消防団については、当該要領を市民へ伝達するよう指示する。

(2) 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において、爆心地に特に近接する〇〇地域の住民への伝達については、防護服を装備した者が行う。

(3) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治会長、自主防災会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。

(4) 担当職員等は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。

(5) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。

(6) 住民が避難する際には、次の点に留意するよう伝達する。

ア 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りをするなど外気を遮断する。また、可能な限り、窓のない中央の部屋に移動するよう促す。更に2階建て以上の建物では、上階へ移動するよう促す。

イ 屋外から屋内に戻った場合等は、汚染の可能性に配慮し、必要に応じ衣服等を脱衣して

ビニールで密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
 ウ 非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努めるよう促す。

3 避難施設（〇〇避難施設）への移動

- (1) 〇〇区長及び〇〇区長は、市対策本部との緊密な連携の下、当該管轄区域の避難住民の誘導の指揮を行う。
- (2) 避難施設に入所する際に、体調に異常を感じる者や自覚症状のない者であっても事故現場付近において汚染した恐れのある者（以下「汚染の恐れのある者」という。）については、申告に基づき、必要に応じ、汚染の有無を検査する。
- (3) 避難施設への避難は、原則として徒歩により行う。
- (4) 自力避難困難者の避難
 市対策本部は、自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。
- (5) 市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。
- (6) 避難施設までの移動は、風上方向を經由して行う。
- (7) 担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- (8) 避難誘導員の配置
 避難経路の要所に、必要に応じ、担当職員等を避難誘導員として配置する。
- (9) 誘導に際しての留意点や職員の心得
 ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
 イ 特殊標章等を携帯すること。
 ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
 エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨カップ等の着用、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。
- (10) 避難誘導員は、避難住民の不要な暴露を防止するための広報を行うとともに、汚染の恐れのある者は申告するよう呼び掛ける。

広 報 文 例

「先ほど、〇〇地域において発生した爆発において、有毒な化学剤が撒かれた可能性がありますので、至急、口、鼻をタオルなどで覆いながら〇〇方面（側）に避難してください。また、体調の悪い方や、化学剤を吸引した恐れのあると思われる方は検査を行いますので申し出てください。」

- (11) 避難誘導員は、避難住民に不要な暴露等の二次被害を生じさせることがないように、府、市現地対策本部及び現地調整所等からの情報に注意し、最新の汚染状況等の情報の提供に努める。
- (12) 特に化学剤の汚染がひどい場所は、専門的な装備等を有する機関に避難誘導の実施を要請する。
- (13) 防護服を装備した避難誘導員以外の者は、汚染区域周辺部に近づかないよう配慮する。

4 避難施設の開設等

- (1) ○○小学校に避難所を開設し、関係機関に当該内容を伝達するとともに、要避難地域に在る住民に周知する。
- (2) 市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について府と調整を行う。
- (3) 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、府と専門医療機関への受入れの調整を行う。
- (4) 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼び掛けるとともに、体調の変調に注意するよう呼び掛けるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。

5 避難誘導の終了

- (1) 担当職員等は、市民の協力を得て、要避難地域の残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者には避難をするよう説得するとともに、残留者の状況について把握しておく。
- (3) 避難誘導は、〇〇：〇〇までに終了するよう活動を実施する。

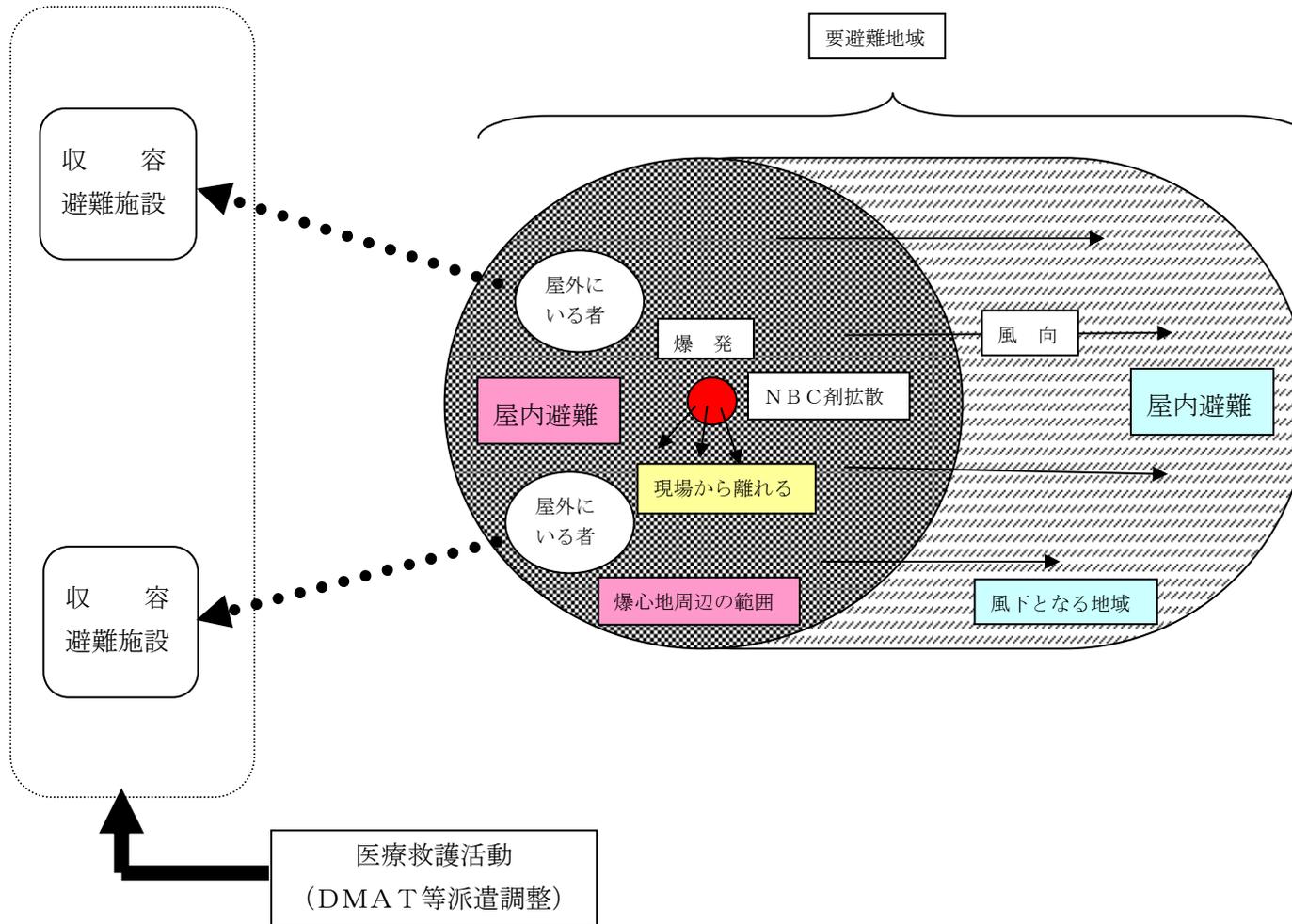
第3 連絡・調整先

- 1 状況が変化した場合等、関係部所間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。
- 2 国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。
- 3 市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう府警察、消防機関、自衛隊等とともに現地調整所を設けるとともに、担当職員等を派遣し、現地における調整に当たる。

<参考>連絡先一覧

	電話番号	FAX番号	無線
府対策本部			
府現地対策本部			
国現地対策本部			
市対策本部	その他必要な連絡先を追加すること		
市現地対策本部			
現地調整所			

【パターン NBCの拡散、散布等】



(4) ゲリラや特殊部隊による攻撃（パターン④）

ゲリラや特殊部隊による攻撃においては、事態の事前察知が困難であり、事態が起こってから
の対処となる。避難住民の誘導については、事態の状況に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難さ
せ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先地域に移動させるなど適切な対応を
行う。

(パターン④)

避難実施要領（ゲリラや特殊部隊による攻撃）

亀岡市長

月 日 時現在

第1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇日〇時〇分ころに亀岡市〇〇町、JR〇〇駅において発生した不審
者による爆発事案について、国民保護法に基づき、警報を発令し、爆発が発生したJR〇〇駅
周辺の〇〇町、〇〇町及び〇〇町の地域を要避難地域として避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。（避難の指示を添付）

第2 避難誘導の方法

1 避難誘導の全般的方針

市対策本部は、JR〇〇駅を中心として〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町で囲まれた地域を
警戒区域とし、立入りを禁止し、JR〇〇駅周辺の屋外にいる者については、直ちに現場から
離れるように指示するとともに、要避難地域に該当する〇〇町、〇〇町及び〇〇町の住民約〇
〇〇名を事態が沈静化するまで複数の避難施設に分散して避難させる。

2 避難実態要領の市民への伝達等

- (1) 本避難実施要領は、市対策本部から各部等、府、府警察、自衛隊及び国公私の団体等関係
機関に伝達する。この場合において、消防団については、当該要領を市民へ伝達するよう指
示する。
- (2) 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難
実施要領の内容を伝達する。
- (3) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治会長、自主防災会長等に
情報を伝達し、住民への周知を依頼する。
- (4) 担当職員等は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者へ
の伝達を行う。
- (5) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。
- (6) 非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努めるよう
促す。

3 避難施設への移動

- (1) 市対策本部長は、関係機関との緊密な連携の下、避難誘導の指揮を行う。
- (2) 避難施設への避難は、原則として徒歩により行う。
- (3) 避難誘導員の配慮

次表に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、
連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、

必要に応じ、救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。
 また、避難誘導員は、現地調整所と避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は市対策本部との連絡を行う。

避難対象町	一時集合場所	避難施設	主な避難経路 (〇〇駅方向には 近づかない)	避難誘導員 配置場所	派遣する 避難誘導 員数
〇町 約〇〇名	各町ごとに 定めた 一時避難 場所	〇〇中学校	〇〇線を東進し、〇 〇線を北進する。	〇〇交差点	〇名
〇町 約〇〇名		〇〇小学校	〇〇線を南進し、〇 〇線を南進する。	〇〇交差点	〇名
〇町 約〇〇名		〇〇小学校	〇〇線を西進する。	〇〇交差点	〇名

*各町ごとの一時集合場所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。

*派遣する職員は別に定める。

(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
- イ 特殊標章等を携帯すること。
- ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
- エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(5) 担当職員等は、屋外にいる者が円滑に避難できるよう配慮する。

- (6) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。
- (7) 周辺で爆発音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関及び府警察に連絡する。
- (8) 市対策本部は、自立避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。
- (9) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4 避難誘導の終了

- (1) 担当職員等は、市民の協力を得て、要避難地域の残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者には避難をするよう説得するとともに、残留者の状況を把握おく。
- (3) 避難誘導は、〇〇：〇〇までに終了するよう活動を実施する。

第3 その他の留意点

- 1 消防職員（消防団員）は、負傷者に対しトリアージを行い、緊急度の高い負傷者から医療機関に搬送する。
- 2 緊急度の低い比較的軽症の者は、亀岡市が設置する臨時の救護所に移動するよう誘導する。

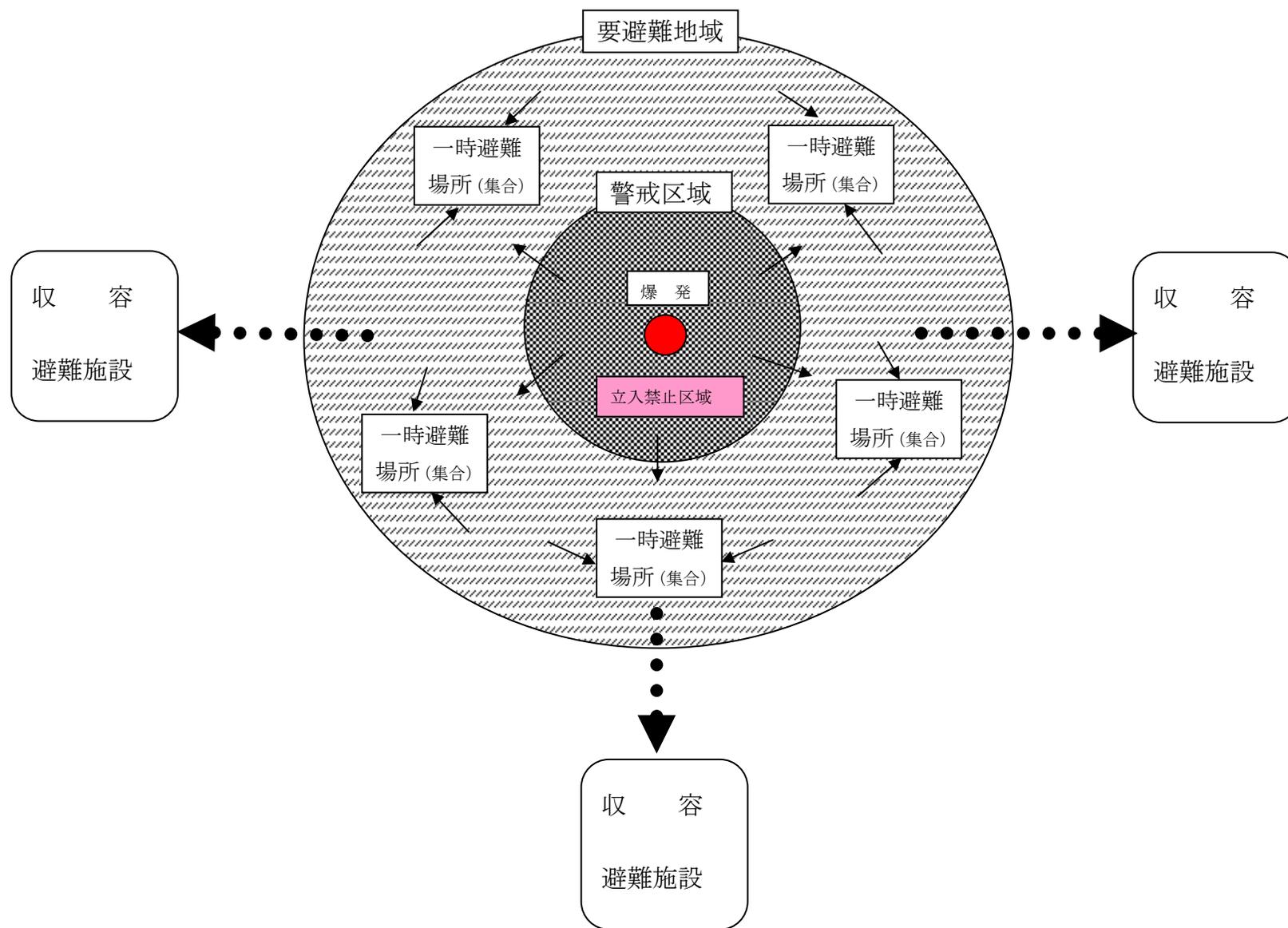
第4 連絡・調整先

- 1 状況が変化した場合等、関係部所間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときには、別に示す連絡表の活用を図る。
- 2 国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。
- 3 市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう府警察、消防機関、自衛隊等とともに現地調整所を設けるとともに、担当職員等を派遣し、現地における調整に当たる。

<参考>連絡先一覧

	電話番号	F A X 番号	無 線
府対策本部			
府現地対策本部			
国現地対策本部	その他必要な連絡先を追加すること		
市対策本部			
市現地対策本部			
現地調整所			

【パターン ゲリラや特殊部隊による攻撃】



(4) ダムの破壊（パターン⑤）

ダムの破壊においては、特に桂川流域の周辺低地部の大規模な浸水が予想される。避難住民の誘導については、事態の状況に応じて、関係機関が安全の措置を講じつつ高所の避難先地域に移動させるなど適切な対応を行う。

(パターン⑤)

避難実施要領（ダムの破壊）

亀岡市長

月 日 時現在

第1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇日〇時〇分ころに日吉ダムにおいて発生した不審者による爆発事案について、国民保護法に基づき、警報を発令し、爆発による被害が予想される桂川流域の〇〇町、〇〇町、・・・町及び〇〇町の地域を要避難地域として避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。（避難の指示を添付）

第2 避難誘導の方法

1 避難誘導の全般的方針

市対策本部は、桂川流域の〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇町を警戒区域とし、当該地域内にいる者については、直ちに現場から離れるように指示するとともに、要避難地域に該当する〇町、〇町及び〇町の住民約〇〇〇名を複数の避難施設に分散して避難させる。

2 避難実施要領の市民への伝達等

- (1) 本避難実施要領は、市対策本部から局等、府、府警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。この場合において、消防団については、当該要領を市民へ伝達するよう指示する。
- (2) 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
- (3) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治会長、自主防災会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。
- (4) 担当職員等は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。
- (5) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。
- (6) 非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努めるよう促す。

3 避難施設への移動

- (1) 市対策本部長は、関係機関との緊密な連携の下、速やかな避難誘導の指揮を行う。
- (2) 避難施設への避難は、原則として徒歩により行う。
- (3) 避難誘導員の配慮

次表に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じ、救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。

また、避難誘導員は、現地調整所と避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は市対策本部との連絡を行う。

避難対象町	一時集合場所	避難施設	主な避難経路 (桂川流域方向にはできるだけ近づかない)	避難誘導員配置場所	派遣する避難誘導員数
○町 約○○名	各町ごとに定めた一時避難場所	○○中学校	○○線を東進し、○○線を北進する。	○○交差点	○名
○町 約○○名		○○小学校	○○線を南進し、○○線を南進する。	○○交差点	○名
○町 約○○名		○○小学校	○○線を西進する。	○○交差点	○名

*各町ごとの一時集合場所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。

*派遣する職員は別に定める。

(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
 - イ 特殊標章等を携帯すること。
 - ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
 - エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (5) 担当職員等は、屋外にいる者が円滑に避難できるよう配慮する。
- (6) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。
- (7) 周辺で爆発音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関及び府警察に連絡する。
- (8) 市対策本部は、自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。
- (9) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4 避難誘導の終了

- (1) 担当職員等は、市民の協力を得て、要避難地域の残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者には避難をするよう説得するとともに、残留者の状況を把握おく。
- (3) 避難誘導は、○○：○○までに終了するよう活動を実施する。

第3 連絡・調整先

- 1 状況が変化した場合等、関係部所間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときには、別に示す連絡表の活用を図る。
- 2 国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。
- 3 市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう府警察、消防機関、自衛隊等とともに現地調整所を設けるとともに、担当職員等を派遣し、現地における調整に当たる。

<参考>連絡先一覧

	電話番号	F A X 番号	無 線
府対策本部			
府現地対策本部			
国現地対策本部	その他必要な連絡先を追加すること		
市対策本部			
市現地対策本部			
現地調整所			

(5) 保津峡の爆破による桂川の遮断 (パターン⑥)

保津峡の爆破による桂川の遮断においては、特に桂川流域の周辺低地部の大規模な浸水が予想される。避難住民の誘導については、事態の状況に応じて、関係機関が安全の措置を講じつつ高所の避難先地域に移動させるなど適切な対応を行う。

(パターン⑥)

避難実施要領 (保津峡の爆破による桂川の遮断)

亀岡市長

月 日 時現在

第1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇日〇時〇分ころに保津峡において発生した不審者による爆発事案について、国民保護法に基づき、警報を発令し、爆発による被害が予想される桂川流域の〇〇町、〇〇町、・・・町及び〇〇町の地域を要避難地域として避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。(避難の指示を添付)

第2 避難誘導の方法

1 避難誘導の全般的方針

市対策本部は、桂川流域の〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇町を警戒区域とし、当該地域内にいる者については、直ちに現場から離れるように指示するとともに、要避難地域に該当する〇町、〇町及び〇町の住民約〇〇〇名を複数の避難施設に分散して避難させる。

2 避難実施要領の市民への伝達等

- (1) 本避難実施要領は、市対策本部から局等、府、府警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。この場合において、消防団については、当該要領を市民へ伝達するよう指示する。
- (2) 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
- (3) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治会長、自主防災会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。
- (4) 担当職員等は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。
- (5) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。
- (6) 非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努めるよう促す。

3 避難施設への移動

- (1) 市対策本部長は、関係機関との緊密な連携の下、速やかな避難誘導の指揮を行う。
- (2) 避難施設への避難は、原則として徒歩により行う。
- (3) 避難誘導員の配慮

次表に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じ、救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。

また、避難誘導員は、現地調整所と避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は市対策本部との連絡を行う。

避難対象町	一時集合場所	避難施設	主な避難経路 (桂川流域方向にはできるだけ近づかない)	避難誘導員配置場所	派遣する避難誘導員数
○町 約○○名	各町ごとに定めた一時避難場所	○○中学校	○○線を東進し、○○線を北進する。	○○交差点	○名
○町 約○○名		○○小学校	○○線を南進し、○○線を南進する。	○○交差点	○名
○町 約○○名		○○小学校	○○線を西進する。	○○交差点	○名

*各町ごとの一時集合場所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。

*派遣する職員は別に定める。

(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
 - イ 特殊標章等を携帯すること。
 - ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
 - エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (5) 担当職員等は、屋外にいる者が円滑に避難できるよう配慮する。
- (6) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。
- (7) 周辺で爆発音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関及び府警察に連絡する。
- (8) 市対策本部は、自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。
- (9) 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4 避難誘導の終了

- (1) 担当職員等は、市民の協力を得て、要避難地域の残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者には避難をするよう説得するとともに、残留者の状況を把握おく。
- (3) 避難誘導は、○○：○○までに終了するよう活動を実施する。

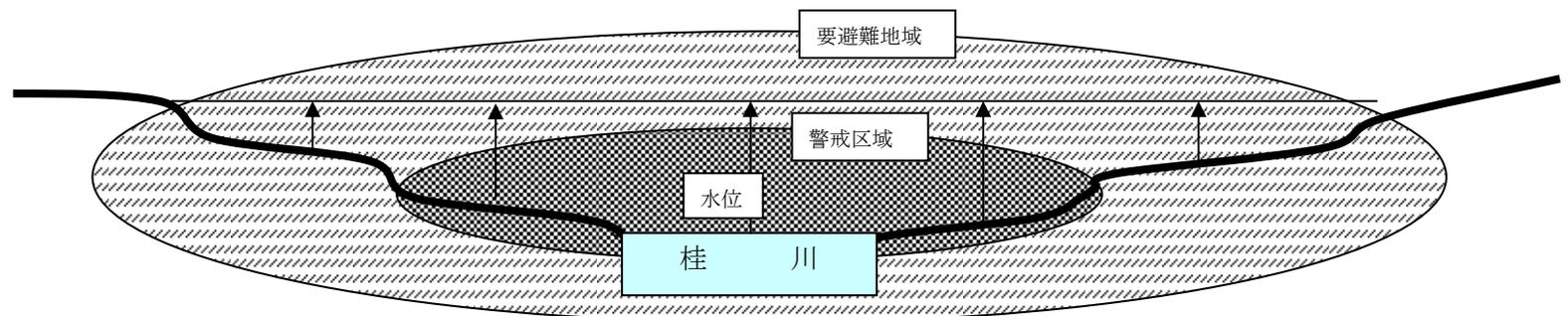
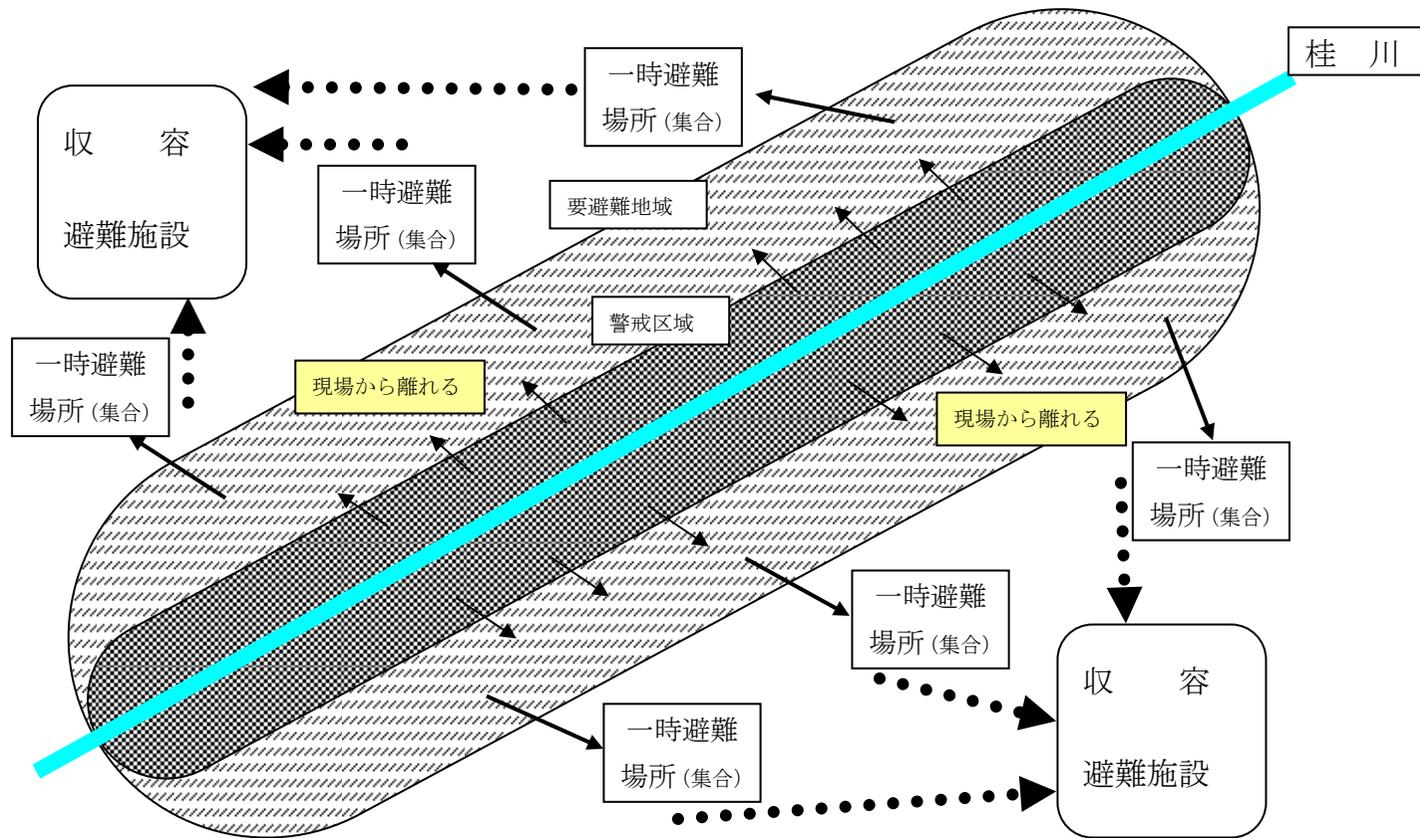
第3 連絡・調整先

- 1 状況が変化した場合等、関係部所間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときには、別に示す連絡表の活用を図る。
- 2 国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣する。
- 3 市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう府警察、消防機関、自衛隊等とともに現地調整所を設けるとともに、担当職員等を派遣し、現地における調整に当たる。

<参考>連絡先一覧

	電話番号	F A X 番号	無 線
府対策本部			
府現地対策本部			
国現地対策本部	その他必要な連絡先を追加すること		
市対策本部			
市現地対策本部			
現地調整所			

【パターン⑤ダムの破壊 パターン⑥保津峡の爆破による桂川の遮断】



第7 参考

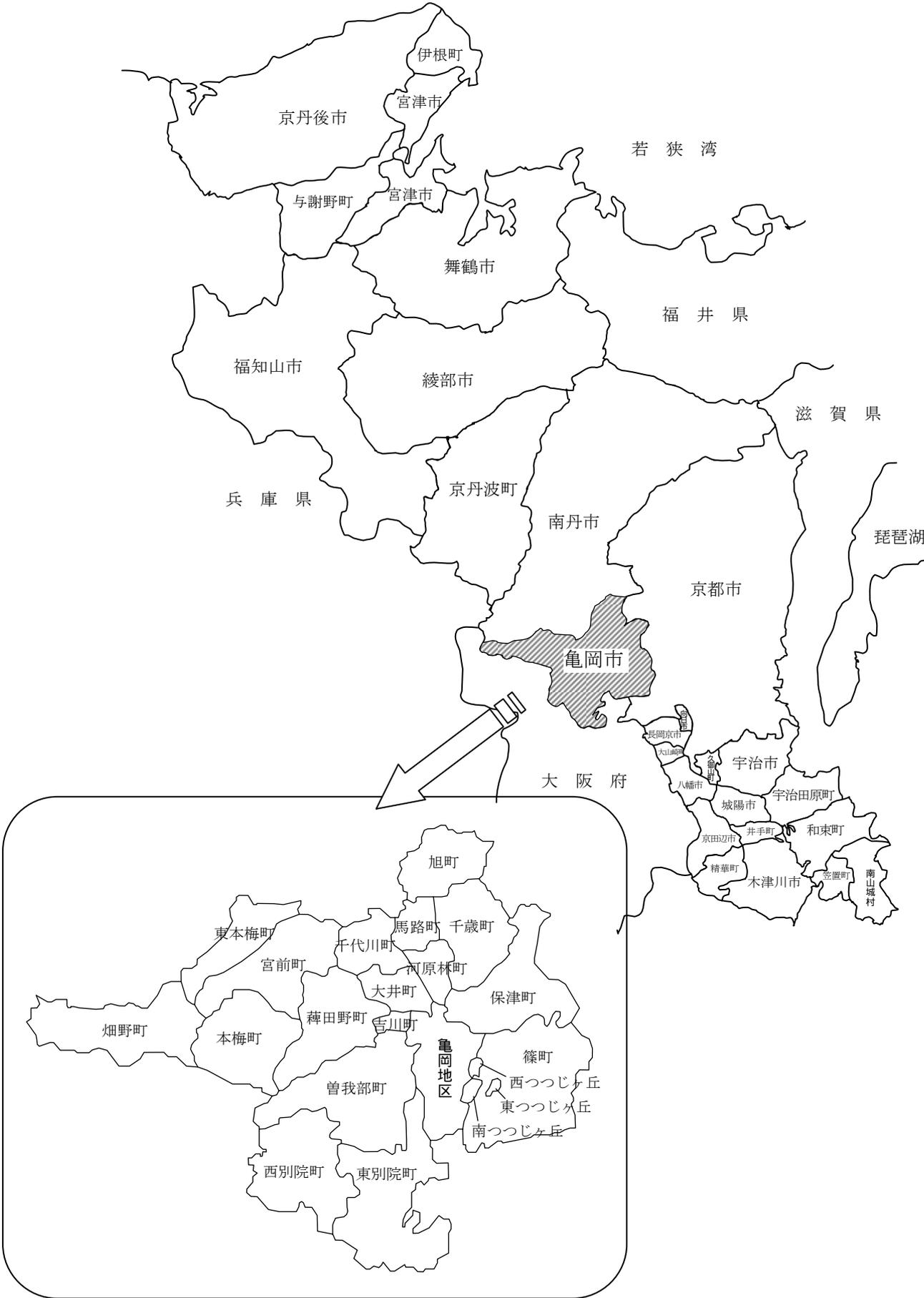
亀岡市の地域特性

避難実施要領を作成するときは、要避難地域として定められた地域における以下のような地理的、社会的特徴に配慮する必要がある。

- 亀岡市の位置及び地勢
- 亀岡市の社会的条件
- 市内の交通網
- 市内の避難施設
- 市内の大規模集客施設等

それぞれの内容については、次ページ以降に記載する。

■ 亀岡市の位置及び地勢



亀岡市は、京都市の西方約20kmの京都府のほぼ中央に位置しており、東は京都市、北は南丹市、西及び南は大阪府の豊能郡（能勢町・豊能町）、高槻市、茨木市に接している。

面	積	224.90km ² （平成8年10月1日国土地理院調）	
地	勢	位置	東経 135° 23'～39' 北緯34° 55'～35° 06'
		範囲	東西24.6km 南北20.5km
		海拔	最高774.2m 最低85.0m

市域は中央に亀岡盆地を抱き、その四方を竜王ヶ岳、三郎ヶ岳、牛松山、明神岳、黒柄岳、湯谷ヶ岳、鴻応山、霊仙岳、丁塚山、朝日山、半国山など、いずれも標高500～700m級の山々が囲んでいる。盆地の中央部を桂川が北から東へ貫いて、京都市との東境となる山地部では保津川下りで有名な深い渓谷（保津峡）を形成している。

■ 亀岡市の社会的条件

本市の人口は、93,996人（平成17年10月1日 国勢調査）であり、昭和50年から平成17年までの人口・世帯数の推移は、下図のとおりである。

人口は、都市化の進展により、昭和45年人口の概ね2倍となっているが、平成17年から減少に転じている。

世帯数は、32,455世帯（平成17年10月1日 国勢調査）で、人口が減少したにもかかわらず、増加を続けている。つまり、核家族化が進展しており、1世帯当たり人口は、2.90人と、3.0人を割る結果となっている。

地域別人口（平成17年10月1日 国勢調査）では、最も人口が多いのが亀岡地区の21,050人、次いで篠町の17,691人、大井町の8,610人、南つつじヶ丘の7,345人、千代川町の7,083人と続いている。これら5町は、JR山陰本線・国道9号を機軸にした細長い市街地を形成し、総人口の約65.7%を占めている。また、この市街地がおおよそその本市の人口集中地区を形成している。

年齢別人口構成（平成17年10月1日 国勢調査）を見ると、15歳未満人口が総人口に占める割合は16.5%、15歳～64歳人口は69.2%、65歳以上人口は14.1%となっており、府全体の年齢別人口構成（15歳未満13.6%、15歳～64歳68.5%、65歳以上17.4%）に比べると、やや若い年齢構成となっている。

【人口・世帯数の推移】

単位：人、%、世帯

区分 年次	人 口					世 帯	
	総 数	男		女		世 帯 数	一世帯当たり 平均人員
		人 数	構成比	人 数	構成比		
昭和 50	58,184	28,691	49.3	29,493	50.7	15,089	3.86
昭和 55	69,410	34,450	49.6	34,960	50.4	18,998	3.65
昭和 60	76,207	37,672	49.4	38,535	50.6	21,017	3.63
平成 2年	85,283	42,323	49.6	42,960	50.4	24,277	3.51
平成 7年	92,398	45,732	49.5	46,666	50.5	28,198	3.28
平成 12	94,555	46,411	49.1	48,144	50.9	30,625	3.09
平成 17	93,996	45,884	48.8	48,112	51.2	32,455	2.90

資料：各年国勢調査

【地域別人口】						単位：人、%			
町 別	平成 17 年					平成 12 年		比較(△は減)	
	世帯数	人 口			1世帯 当たり 人員	世帯数	人 口	世帯数 増加率	人 口 増加率
		計	男	女					
亀 岡 地 区	8,191	21,050	10,323	10,727	2.6	7,797	21,213	5.1	△0.8
東 別 院 町	553	1,581	771	810	2.9	545	1,792	1.5	△11.7
西 別 院 町	387	1,147	553	594	2.9	347	1,144	11.5	0.3
曾 我 部 町	1,637	4,394	2,329	2,065	2.7	1,708	4,664	△4.2	△5.8
吉 川 町	442	1,213	554	659	2.7	436	1,333	1.4	△9.0
蕨 田 野 町	1,010	3,140	1,493	1,647	3.1	1,028	3,417	△1.8	△8.1
本 梅 町	511	1,758	826	932	3.4	502	1,908	△1.8	△7.9
畑 野 町	943	2,816	1,373	1,443	3.0	948	3,128	△0.5	△10.0
宮 前 町	531	1,689	837	852	3.2	545	1,838	△2.6	△8.1
東 本 梅 町	209	638	291	347	3.1	206	672	1.5	△5.1
大 井 町	3,104	8,610	4,269	4,341	2.8	2,886	8,425	7.6	2.2
千 代 川 町	2,394	7,083	3,444	3,639	3.0	2,102	6,636	13.9	6.7
馬 路 町	502	1,757	842	915	3.5	500	1,862	0.4	△5.6
旭 町	266	933	443	490	3.5	267	952	△0.4	△2.0
千 歳 町	405	1,404	654	750	3.5	408	1,487	△0.7	△5.6
河 原 林 町	282	1,156	548	608	4.1	289	1,244	△2.4	△7.1
保 津 町	640	1,996	968	1,028	3.1	615	2,096	4.1	△4.8
篠 町	6,049	17,691	8,585	9,106	2.9	5,520	17,328	9.6	2.1
東つつじヶ丘	1,017	3,056	1,511	1,545	3.0	845	2,528	20.4	20.9
西つつじヶ丘	1,173	3,539	1,719	1,820	3.0	1,119	3,567	4.8	△0.8
南つつじヶ丘	2,209	7,345	3,551	3,794	3.3	2,012	7,321	9.8	0.3
合 計	32,455	93,996	45,884	48,112	2.9	30,625	94,555	6.0	△0.6

資料：各年国勢調査

【人口集中地区人口】

単位：人、%

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
人口集中地区面積(km ²)		5.0	7.9	8.0	8.14	8.40
人口集中地区内人口		34,571	53,147	58,303	60,548	61,911
人口集中地区内人口密度		6,914.2	6,727.5	7,287.9	7,438.3	7,370.4
総数に占める割合 (%)	面積	2.2	3.5	3.6	3.6	3.7
	人口	45.4	62.3	63.1	64.0	65.9

資料：各年国勢調査

【昼夜間人口の推移】

単位：人、%

区分 年次	常住人口	昼間人口	昼夜間人口 比 率 (常住人口=100)	流出人口		流入人口		流出超過人口
				通 勤	通 学	通 勤	通 学	
昭和 60 年	76,205	66,776	87.6	13,613	1,848	4,610	1,422	9,429
平成 2 年	85,195	73,009	85.7	16,561	3,105	5,604	1,876	12,186
平成 7 年	92,317	77,571	84.0	19,422	4,125	6,516	2,285	14,746
平成 12 年	94,415	79,869	84.6	19,542	4,055	7,107	1,944	14,546

注：常住人口には年齢不詳を含まない。

資料：各年国勢調査

■市内の交通網

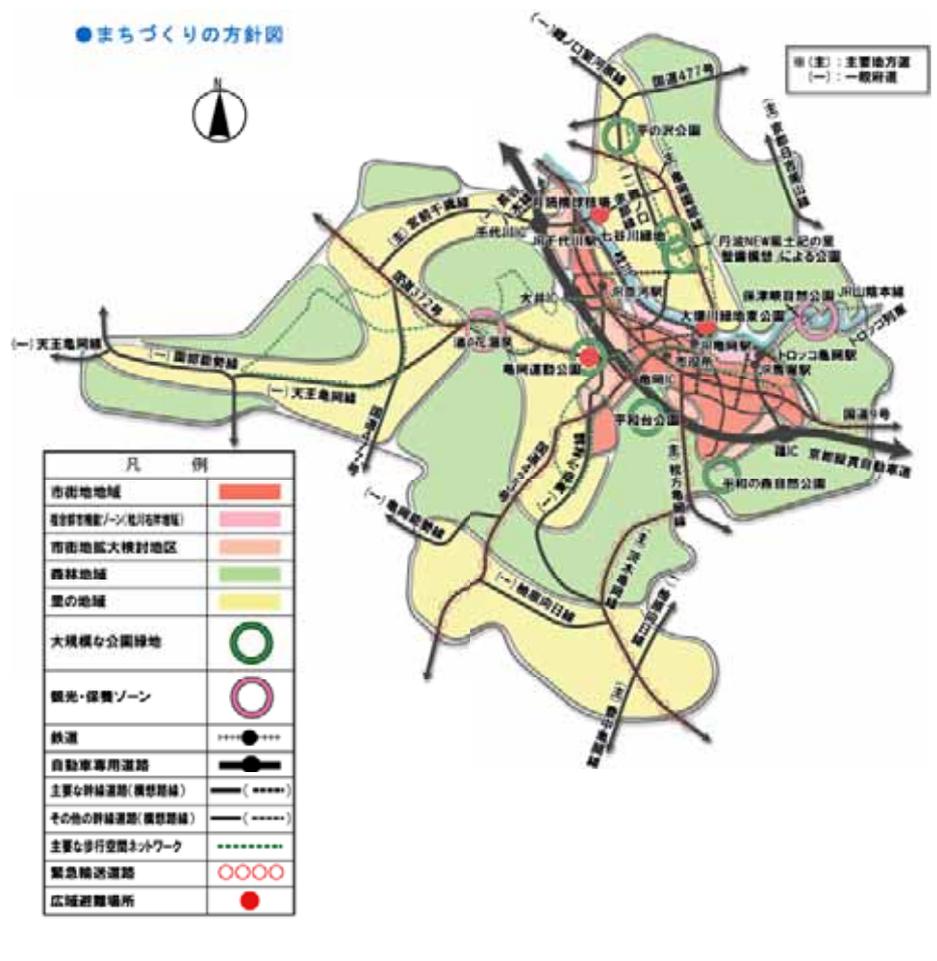
鉄道については、市街地に平行する形でJ R山陰本線が通り、亀岡駅をはじめ、千代川駅、並河駅、馬堀駅の計4 駅がある。亀岡駅は特急停車駅であり、市の玄関口となっている。平成2年3月に京都～園部間、平成8年3月に園部～綾部間が電化された。平成15年5月から京都～園部間の複線化事業に着手し、亀岡駅舎の改築と合せ、都市機能の整備を進めている。

また、嵯峨野観光鉄道(株)が、トロッコ亀岡駅～トロッコ嵯峨駅の区間で嵯峨野トロッコ列車を運行している。

バス路線については、京阪京都交通(株)がJ R亀岡駅をターミナルとして市内全域を結んでいるほか、京都市、南丹市をはじめとする近隣都市との間を結ぶ路線の運行を行っている。また、亀岡市のふるさとバス・コミュニティバスが市域内を運行している。

幹線道路は、盆地を南北に貫く国道9号を軸に、国道372号が園部町を経て兵庫県篠山市に、国道477号が京北町及び大阪府能勢町に、国道423号が大阪府豊能町に通じている。また、交通渋滞の著しい国道9号のバイパスとしての役割を果たす京都縦貫自動車道が京都市から丹波町まで開通には篠、亀岡、大井、千代川の四つのインターチェンジが設置されている。

本市は山陰街道の城下町・宿場町しており、市内として発達し、J R山陰本線と国道9号を軸に南北に細長い市街地を形成してきたが、J R山陰本線の電化・複線化、京都縦貫自動車道の建設等が進められているものの、ベッドタウン化に伴って盆地周辺部に拡大した新市街地における道路網整備の立ち遅れ、既存建物が密集する既成市街地における道路網の未整備などにより、国道9号の交通渋滞をはじめ、新・旧市街地における円滑な交通流動が妨げられている。



■市内の避難施設

1. 避難施設（収容避難所）（**ゴシック**は最も早い段階で開設する避難施設）

	施設等の名称	所在地	電話
亀岡地区	亀岡中学校【体育館】	内丸町13	22-0165
	亀岡小学校【体育館】	内丸町15	22-0155
	城西小学校【体育館】	余部町前川原46	24-3419
	ガレリアかめおか	余部町宝久保1-1	29-2700
	若木の家	下矢田町医王谷25-1	25-0977
	亀岡市役所市民ホール 亀岡地区自治会館	安町野々神8 安町釜ヶ前9-4	22-3131 22-5576
東別院町	別院中学校【体育館】	東別院町南掛一ノ坪1	27-2354
	東別院小学校【体育館】 東別院町公民館	東別院町東掛岩脇9 東別院町南掛藤ヶ瀬3-1	27-2043 27-2001
西別院町	東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アン15	
	西別院小学校【体育館】 西別院生涯学習センター (別院中学校【体育館】)	西別院町柚原佃24 西別院町柚原佃17 (東別院町南掛一ノ坪1)	27-2201 27-2214 (27-2354)
曾我部町	曾我部小学校【体育館】 曾我部町公民館 (亀岡市民プール管理棟) (南桑中学校【体育館】)	曾我部町南条荒水代1 曾我部町南条中荒水代1 (吉川町吉田上河原24) (蕪田野町太田丸橋1)	22-0603 22-0604 (22-8810) (22-0612)
	吉川町	吉川小学校【体育館】 亀岡運動公園プール管理棟 亀岡運動公園体育館【小体育館】 (南桑中学校【体育館】)	吉川町穴川平田17 吉川町吉田上河原24 曾我部町穴太土淵33-1 (蕪田野町太田丸橋1)
蕪田野町	南桑中学校【体育館】 蕪田野小学校【体育館】 蕪田野生涯学習センター	蕪田野町太田丸橋1 蕪田野町佐伯源ノ坊18 蕪田野町佐伯西ノ辻9-1	22-0612 22-0631 22-3840
本梅町	育親中学校【体育館】 本梅小学校【体育館】 ほんめ町ふれあいセンター	本梅町中野和田山1-2 本梅町井手早田垣内23 本梅町井手梅原3	26-2007 26-3009 26-3001
畑野町	畑野小学校【体育館】 畑野町公民館 (育親中学校【体育館】)	畑野町千ヶ畑西山5 畑野町千ヶ畑西山5-1 (本梅町中野和田山1-2)	28-2753 28-2752 (26-2007)

	施設等の名称	所在地	電話
宮前町	青野小学校【体育館】 亀岡市交流会館 (育親中学校【体育館】)	宮前町宮川青野 2 9 宮前町神前長野 1 5 (本梅町中野和田山 1 - 2)	2 6 - 2 0 0 4 2 6 - 5 0 0 1 (2 6 - 2 0 0 7)
東本梅町	東本梅保育所 東本梅町ふれあいセンター (育親中学校【体育館】) (青野小学校【体育館】)	東本梅町東大谷生子田 6 9 東本梅町赤熊蟻間野 3 5 - 1 (本梅町中野和田山 1 - 2) (宮前町宮川青野 2 9)	2 6 - 2 5 0 5 2 6 - 2 5 0 4 (2 6 - 2 0 0 7) 2 6 - 2 0 0 4
大井町	大成中学校【体育館】 大井小学校【体育館】 大井生涯学習センター 第 2 亀岡幼稚園 (南桑中学校【体育館】)	大井町土田 1 丁目 5 - 7 大井町並河 1 丁目 3 - 1 大井町土田 2 丁目 11-20-201 大井町並河検見ヶ上 1 3 (蕪田野町太田丸橋 1)	2 4 - 6 8 5 8 2 2 - 3 2 0 2 2 3 - 4 7 0 5 2 4 - 3 7 8 5 (2 2 - 0 6 1 2)
千代川町	千代川小学校【体育館】 千代川町自治会館 (大成中学校【体育館】)	千代川町北ノ庄国主ヶ森 2 1 千代川町北ノ庄国主ヶ森 1 9 (大井町土田 1 丁目 5 - 7)	2 2 - 5 1 5 8 2 2 - 5 5 2 1 (2 4 - 6 8 5 8)
馬路町	高田中学校【体育館】 川東小学校【体育館】 馬路生涯学習センター	馬路町溝ノ上 1 4 - 4 馬路町野堀 1 - 7 馬路町流川 2 - 1	2 2 - 0 6 7 9 2 2 - 0 6 7 4 2 2 - 0 6 6 1
旭町	旭コミュニティセンター (高田中学校【体育館】) (川東小学校【体育館】)	旭町年角 2 5 (馬路町溝ノ上 1 4 - 4) (馬路町野堀 1 - 7)	2 2 - 5 5 3 3 (2 2 - 0 6 7 9) (2 2 - 0 6 7 4)
千歳町	千歳町公民館 さくら公園体育館 (高田中学校【体育館】) (川東小学校【体育館】)	千歳町千歳垣根 2 - 3 千歳町国分後田 1 (馬路町溝ノ上 1 4 - 4) (馬路町野堀 1 - 7)	2 2 - 0 6 8 2 2 5 - 9 7 8 6 (2 2 - 0 6 7 9) (2 2 - 0 6 7 4)
河原林町	河原林生涯学習センター (高田中学校【体育館】) (川東小学校【体育館】)	河原林町河原尻上六反田 9-1 (馬路町溝ノ上 1 4 - 4)	2 2 - 0 1 2 0 (2 2 - 0 6 7 9)

	施設等の名称	所在地	電話
保 津 町	保津小学校【体育館】	保津町構ノ内20	22-0350
	保津町公民館	保津町構ノ内53	22-0810
	(亀岡中学校【体育館】)	(内丸町13)	(22-0165)
	(高田中学校【体育館】)	(馬路町溝ノ上14-4)	(22-0679)
篠 町	東輝中学校【体育館】	篠町広田3丁目28-1	24-3418
	詳徳中学校【体育館】	篠町柏原中又7	23-9393
	安詳小学校【体育館】	篠町篠中北裏68	22-0320
	詳徳小学校【体育館】	篠町柏原田中3-1	24-5669
	篠公民館	篠町篠中北裏68	22-0047
東 つ つ じ ヶ 丘	東つつじヶ丘公民館	東つつじヶ丘都台2丁目4	23-3726
	(東輝中学校【体育館】) (つつじヶ丘小学校【体育館】)	(篠町広田3丁目28-1) (西つつじヶ丘霧島台1丁目1)	(24-3418) (23-7877)
西 つ つ じ ヶ 丘	西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13	23-2444
	つつじヶ丘小学校【体育館】 (東輝中学校【体育館】)	西つつじヶ丘霧島台1丁目1 (篠町広田3丁目28-1)	23-7877 (24-3418)
南 つ つ じ ヶ 丘	大葉台2丁目集会所	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-3	25-8251
	南つつじヶ丘小学校【体育館】 (東輝中学校【体育館】)	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1 (篠町広田3丁目28-1)	25-2877 (24-3418)

() は町区域外にある施設

2. 臨時避難場所

施設等の名称	所在地	備考
京都府立亀岡高等学校	横町23	
大本本部	荒塚町内丸1	
ニチコン亀岡株式会社	北古世町2丁目15-1	
洛南高等学校グラウンド	下矢田町茶白山地内	
京都学園大学	曾我部町南条大谷1-1	
京都・ ^{けぶりかわ} 烟河（亀岡ハイツ）	本梅町平松泥ヶ淵1-1	
イトン機器株式会社京都工場	大井町北金岐柿木原35	
京都府立丹波養護学校亀岡分校	千代川町湯井巽筋38	
千代川保育園	千代川町千原片ボコ15	
京都府立南丹高等学校	馬路町中島1	
アル・プラザ亀岡	篠町野条上又11-1	
めぐみの園保育園	篠町広田2丁目17-18	

3. 広域避難場所

施設等の名称	所在地	備考
亀岡運動公園	曾我部町穴太地内	
月読橋球技場	馬路町三軒屋先地内	
大堰川緑地東公園	保津町地内	

4. 一時避難場所【一時的に自主避難する施設・場所】

	施設等の名称	所在地	電話
亀岡地区	三宅住民センター	三宅町12	24-3208
	東部コミュニティセンター	西堅町10	22-7205
	亀岡市文化資料館	古世町中内坪1	22-0599
	亀岡市中央公民館	内丸町45-3	23-1131
	亀岡地区コミュニティセンター	下矢田町条ノ鼻9	
	厚生会館	安町釜ヶ前80	22-0408
	第六保育所	北河原町1丁目1-1	24-0345
	余部町公民館	余部町下条23	23-2500
東別院町	栢原公民館	東別院町栢原才ノ下18	27-2457
	桜塚クリーンセンター	東別院町小泉桜塚6-6	27-2120
	小泉公民館	東別院町小泉朽谷26-1	27-2916
	南掛生涯学習センター	東別院町南掛西ノ岡26	27-2033
	大野区公民館	東別院町大野下羅19	27-2811
	倉谷公民館	東別院町倉谷東谷55	27-2810
	鎌倉雁松区集会所	東別院町鎌倉雁松9-39	
	湯谷集会所	東別院町湯谷西条21-5	27-2958
西別院町	笑路アメニティホール	西別院町笑路西畑46	27-2653
	犬甘野上ノ谷公民館	西別院町犬甘野上泓	
	犬甘野児童館	西別院町犬甘野霜ノ下2,3,4	27-2532
	犬甘野営農センター	西別院町犬甘野樋ノ口1-2	27-2189
	万願寺区公民館	西別院町万願寺長貫田4-2	27-3095
	柚原公民館	西別院町柚原北谷3	27-2845
	神地区公民館	西別院町神地高ノ山19-4	
曾我部町	春日部区公民館	曾我部町春日部瀧ノ下34-4	23-7333
	寺区公民館	曾我部町寺広畑12	22-0696
	法貴区公民館	曾我部町法貴茶屋下又20-1	22-7139
	中部保育所	曾我部町穴太川原口34-1	23-0310
	南条倶楽部	曾我部町南条屋敷27	
	学ヶ丘集会所	曾我部町南条竹谷1-63	22-9480
	夫婦ヶ池集会所	曾我部町犬飼池ノ北24-142	
吉川町	穴川倶楽部	吉川町穴川深田23-1	
	吉川町ふれあい広場（避難場所）	吉川町吉田沢地内	
	亀岡市都市緑花協会	吉川町穴川背戸田29	23-2289

	施設等の名称	所在地	電話
葎 田 野 町	天川文化センター	葎田野町天川本山 2 2	2 3 - 0 5 8 2
	天川公園（避難場所）	曾我部町穴太二ツ池地内	
	サンライズ下佐伯	葎田野町佐伯西勝寺 3 5 - 1	
	鹿谷公民館	葎田野町鹿谷下条 7 9	2 2 - 8 6 4 6
	柿花会議所	葎田野町柿花畑ケ中 6 8	2 2 - 8 2 3 0
	奥条公民館	葎田野町奥条大仲 1 7	2 2 - 8 6 9 0
本 梅 町	西加舎公民館	本梅町西加舎塩賀 1 4 - 1	2 6 - 3 4 0 0
	東加舎学遊館	本梅町東加舎九日田 7	2 6 - 3 3 9 9
	中野公民館	本梅町中野清水口	2 6 - 2 3 0 1
	グリーンタウン区学遊館	本梅町平松ナベ倉 6 - 1 4	
	平松台区集会所	本梅町平松八百分 2 - 8 6	
	平松公民館	本梅町平松坂東垣内 4 - 2	2 6 - 3 0 7 0
畑 野 町	千ヶ畑公民館	畑野町千ヶ畑中間 2 0	
	土ヶ畑公民館	畑野町土ヶ畑堂ノ下 1 9	
	広野営農センター	畑野町広野射場 4 1	
宮 前 町	宮川公民館	宮前町宮川西垣内 1 7 - 1	2 6 - 3 1 1 0
	猪倉公民館	宮前町猪倉森ノ下 1 0	2 6 - 2 4 8 7
	神前ふれあいセンター	宮前町神前上段川 4 6	2 6 - 2 6 6 8
	湯の花平集会所	宮前町猪倉町ケ谷 1 5 6	2 6 - 5 4 3 1
	国際広場球技場（避難場所）	宮前町神前北山 1 - 2	
東 本 梅 町	赤熊公民館	東本梅町赤熊南垣内 2 2	2 6 - 2 4 5 0
	東大谷集会所	東本梅町東大谷生子田 10 - 1	2 6 - 3 7 5 2
	大内営農センター	東本梅町大内谷口 3 0	2 6 - 2 1 3 0
	松熊集会所	東本梅町松熊朝ケ谷 3 - 3	2 6 - 2 5 1 8
	中野ふれあいセンター	東本梅町中野南垣内 1 0 - 1	2 6 - 3 3 8 7
	あせびの郷クラブハウス	東本梅町大内大坪 1	2 6 - 3 7 1 1
	東本梅グラウンド（避難場所）	東本梅町東大谷生子田 6 8	
大 井 町	並河公民館	大井町並河 1 丁目 2 1 - 1	2 4 - 4 8 7 8
	土田公民館	大井町土田 1 丁目 1 7 - 2 6	2 5 - 1 2 2 0
	東かすみヶ丘集会所	大井町かすみヶ丘 1 4 - 9	
	西かすみヶ丘区ふれあいセンター	大井町土田 2 丁目	
	南金岐倶楽部	大井町南金岐清水 2 8	
	緑ヶ丘区集会所	大井町小金岐 2 丁目 31 - 46・47	

	施設等の名称	所在地	電話
千代川町	湯井公民館 高野林学習センター 小川第2区集会所 今津区民ホール	千代川町湯井中筋100-1 千代川町高野林高ノ畑5,6,7 千代川町小川2丁目17-20 千代川町今津2丁目19	25-0963
馬路町	馬路文化センター 池尻公民館 三ツ辻公園（避難場所）	馬路町小米田45-4 馬路町池尻60-1 馬路町小米田地内	23-2005 22-3017
旭町	山階公民館 美濃田公民館 杉区公民館 郷ノ口公民館 印地公民館 旭公園（避難場所）	旭町岩ヶ谷84 旭町里垣内58-1 旭町仲垣内3 旭町野田 旭町宮ノ元3 旭町年角地内	22-3933 22-3179 24-0911 25-2267
千歳町	毘沙門区生涯学習センター 江島里公民館 中村営農集会所 七谷川野外活動センター 北谷区生涯学習センター 出雲公民館 出雲台区集会所 さくら公園（避難場所）	千歳町毘沙門向畑21 千歳町千歳横井65 千歳町千歳垣根1 千歳町千歳南山40 千歳町千歳白髭35-1 千歳町千歳南所26 千歳町千歳北所79-2 千歳町国分後田地内	25-4076 25-1770 24-6411 22-7788
河原林町	中町生涯塾 綾町会議所 高野町倶楽部 勝林島会議所 農業公園（避難場所）	河原林町河原尻上六反田6-1 河原林町河原尻綾垣内33-1 河原林町河原尻綾垣内6-2 河原林町勝林島稲荷10 河原林町河原尻地内	22-3215
保津町	保津文化センター 保津保育所 保津ヶ丘文化センター	保津町貳番11-1 保津町五番60-2 保津町上火無28-3	23-2346 23-6835 22-1349
篠町	東部文化センター 東部保育所 八幡会館 山本公民館（急傾斜地崩壊危険箇所内） 柏原公民館 森区公民館	篠町野条イカノ辻南76 篠町野条下川1 篠町篠八幡裏4 篠町山本中条34 篠町柏原町頭42 篠町森下垣内66-4	23-4611 23-2382 22-0389 22-0388 22-0297 22-0298

	施設等の名称	所在地	電話
篠町	馬堀公民館 西山区集会所 (急傾斜地崩壊危険箇所内) 第2紫明区集会所 第2見晴区集会所 第5見晴区集会所 第6見晴区集会所 第7見晴区集会所 野条公園(避難場所)	篠町馬堀東垣内14 篠町王子唐櫃越1-51 篠町馬堀池ノ下37-29 篠町見晴3丁目16-2 篠町見晴5丁目12-13 篠町1丁目13 篠町見晴6丁目4-2, 4-3 篠町野条イカノ辻南地内	22-1809 25-2489
東つつじヶ丘	曙台4丁目集会所 東つつじヶ丘公園(避難場所) 前山東公園(避難場所)	東つつじヶ丘曙台4丁目30-1 東つつじヶ丘都台2丁目地内 東つつじヶ丘曙台4丁目地内	
西つつじヶ丘	美山台2丁目集会所	西つつじヶ丘美山台2丁目4-1	
南つつじヶ丘	大葉台1丁目集会所 桜台1丁目集会所 桜台2丁目集会所 桜台3丁目集会所 桜台4丁目集会所 桜台5丁目集会所 長坂公園(避難場所) 城山公園(避難場所) 大葉台公園(避難場所) 大日谷公園(避難場所) 桜台公園(避難場所) ひのき谷公園(避難場所)	南つつじヶ丘大葉台1丁目30-2 南つつじヶ丘桜台1丁目11-1 南つつじヶ丘桜台2丁目6-1 南つつじヶ丘桜台3丁目16-1 南つつじヶ丘桜台4丁目14-3 南つつじヶ丘桜台5丁目 南つつじヶ丘大葉台1丁目地内 南つつじヶ丘大葉台1丁目地内 南つつじヶ丘大葉台2丁目地内 南つつじヶ丘桜台2丁目地内 南つつじヶ丘桜台3丁目地内 南つつじヶ丘桜台3丁目地内	25-0620 25-3222 23-0630 22-8300

■市内の大規模集客施設等

 1. 大型商業施設（店舗面積 1,000 m²超）

	店 舗 名	所 在 地	電 話	店舗面積 (m ²)	閉店時刻
1	(株)西友 亀岡店	追分町馬場通15番地 地の1	24-0111	9,918	午後11時
2	ALPLA 亀岡コミュニティSC	篠町野条上又11番 地の1	25-4111	14,359	午後10時
3	亀岡サティ	古世町西内坪101 他	22-3113	12,564	午後10時
4	エバーグリーン 亀 岡店	大井町北金岐木原7 番地の1	29-1080	4,503	午後8時
5	亀岡ショッピングセ ンター	古世町2丁目4番1 号	24-1414	2,644	午後8時
6	(株)マツモト馬堀店	篠町馬堀伊賀ノ辻8 番2	23-2266	1,684	午後11時
7	(株)マツモト中央店	西堅町61番地の1	24-3811	1,251	午後11時
8	(株)マツモト大井店	大井町土田2丁目2 番2号	24-5858	2,269	午後11時
9	(株)マツモト千代川店	千代川町小川2丁目 114-1他	24-8128	2,577	午後11時
10	(株)マツモト荒塚店	荒塚町鍛冶ヶ嶋6他	22-8588	2,261	午後11時
11	アヤハディオ 亀岡 店	下矢田町3丁目14 -1	25-4646	1,943	午後8時
12	ホームセンター コーナン亀岡大井店	大井町北金岐柿木原 4-1他	22-7571	4,005	午後9時
13	ファッションセンタ ーしまむら亀岡店	篠町篠空殿林12の 2他	29-6966	1,224	午後8時
14	ハートフルアベニュー ・プラッツ	東つつじヶ丘都台1 丁目12-1	23-8051	1,198	午後8時
15	ホームセンター コーナン亀岡篠町店 (建築中)	篠町野条井ホラ14 番1他		5,920	午後9時
	合 計			68,320	

2. 湯の花温泉宿泊施設

施設名	住所	電話	収容規模
芦の山荘	蕨田野町芦ノ山車谷 1-1	22-0994	20名
すみや亀峰菴	蕨田野町柿花宮ノ奥 25	22-0394	80名
松園荘保津川亭	蕨田野町芦ノ山流田 1-4	22-0903	350名
有楽荘	蕨田野町佐伯下峠 38-7	22-1121	98名
翠泉	蕨田野町芦ノ山イノシリ 6-3	22-7575	29名
溪山閣	蕨田野町佐伯下峠 20-6	22-0250	350名
京都・烟河 (亀岡ハイツ)	本梅町平松 1-1	26-2345	190名